

1 | 准看護師について

准看護師は、看護職の資格の一つです

- 看護職には、**保健師**、**助産師**、**看護師**、**准看護師**の4つの資格があります。
- それぞれの資格は、**保健師助産師看護師法**で定められています。

准看護師と看護師は異なる資格です。

保健師助産師看護師法では、以下のように規定されています。

看護師（第5条）傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行ふことを業とする

准看護師（第6条）医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行ふことを業とする

看護師と准看護師は、**業を実施する上で指示の必要性の有無**に違いがあります。

※看護師に正看護師と准看護師があるのではなく、
看護師と准看護師は別の資格です。

看護師と准看護師には基礎教育の違いがあり、
看護師は厚生労働大臣の免許、准看護師は都道府県知事の免許となっています。

		看護師	准看護師
基礎教育	入学要件	高校卒業	中学校卒業
	年限	3年以上	2年以上
	単位・時間	102単位以上	1,890時間以上
免許		厚生労働大臣の免許	都道府県知事の免許
業	「傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする」(法第5条)	「医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定すること(傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助)を行うことを業とする」(法第6条)	

- 【保健師・助産師への道】看護師は、所定の大学院、大学、養成所で単位を修め、国家試験合格により保健師、助産師資格を取得できます。准看護師から直接、資格取得はできません。
- 【専門看護師・認定看護師への道】看護師免許取得後の一定期間の実務研修、看護系大学院修士課程や認定看護師教育機関で学修が必要で、資格試験の合格により資格が取得できます。准看護師から直接、資格取得はできません。

出典:保健師助産師看護師法

厚生労働省医政局長通知:「「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正について」の一部訂正等について(通知).令和4年2月28日.医政発0228第6号 別添 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表3 別表4に基づき作成

3 | 看護師と准看護師の教育の違い

自ら患者・利用者をアセスメントして、看護を計画し実践する看護師と指示を受けて看護を行う准看護師では「**教育の基本的考え方**」が大きく異なります。

看護師

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
- 2) 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
- 3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
- 4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
- 5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
- 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
- 7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

准看護師

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。
- 2) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。
- 3) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。
- 4) 保健・医療・福祉チームにおける各職種の役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を養う。
- 5) 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を養う。

4 | 看護師と准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標の違い

求められる実践能力と基礎教育卒業時の到達目標では、例えば看護計画に関わる能力について、看護師は「根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力」が求められます。一方、准看護師は「**看護師の立案した看護計画を基に看護を実践する能力**」が求められます。

看護師		准看護師	
Ⅱ群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力		Ⅱ群 看護師の立案した看護計画を基に看護を実践する能力	
E.アセスメント	12.健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を系統的に収集する	E.情報収集	10.対象者を理解するために必要な情報を収集する
	13.情報を整理し、分析・解釈・統合し、看護課題の優先順位を判断する		
F.計画	14.根拠に基づき対象者の状況に応じた看護を計画する	F.計画	11. 立案された看護計画について理解する
	15.看護計画の立案にあたって、対象者を含むチームメンバーと連携・協働する必要性を理解する		
G.実施	16.計画に基づき看護を実施する	G.実施	12. 計画された看護を対象者の反応を捉えながら実施する
	17.対象者の状態に合わせて、安全・安楽・自立／自律に留意しながら看護を実施する		13.対象者の安全・安楽・自立／自律に留意しながら、 計画された看護を実施する
H.評価			14.看護援助技術を対象者の状態に合わせて実施する
	18.実施した看護の結果を評価し、必要な報告を行い記録に残す		15.対象者の状態が変化し、指示の範囲外である場合には、医師、歯科医師又は看護師に指示を求める
	19.評価に基づいて計画の修正をする		16.実施した看護と対象者の反応を報告し、記録する
		H.評価	17.実施した看護の結果について、 評価された内容や修正された計画を理解する

准看護師は看護師になるためのルート？

准看護師学校養成所を経て看護師を目指すことは可能ですが、看護師学校養成所を経て看護師資格を取得する方法に比べて**長い期間を要し、遠回り**となる場合もあります。

看護師資格の取得

